

令和7年度



1号認定



2号・3号認定

備前市教育・保育施設利用の手引き

入園申込受付

受付期間：令和6年11月7日(木)～
令和6年11月29日(金) 必着

受付時間は、9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）

※受付期間を過ぎても令和7年1月24日（金）までは受け付けますが、
期限内に提出された方を優先します。

☆よくお読みいただき、令和7年度中は大切に保
管してください。

目 次

1 利用できる施設と年齢について	・・・1頁
利用申込から利用開始までのスケジュール（予定）	・・・2頁
2 教育標準時間認定（1号認定）を希望される方へ	・3頁～4頁
3 保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を希望される方へ	・5頁～8頁
保育利用調整基準点数表	・9～10頁
4 保育料の無償化および保育料の軽減	・・・17頁
【記入例】教育・保育給付認定申請書兼入園申請書	18～19頁
口座振替について	・・・20頁
【記入例】就労証明書	21～23頁
保育施設の位置図	・・・24頁



備前市教育委員会 幼児教育課

〒705-8602 備前市東片上 126 番地

電話 0869-64-1825 FAX0869-64-1847



令和6年度は、保育料無償化、および保育料の軽減を実施しています。（17頁参照）ただし、延長保育料、土曜保育の主食費・副食費、実費部分であるその他一般生活費などの費用は負担していただいております。令和7年度については未定です。

こども園等一覧

●こども園

(R6. 10現在)

施設名	住所	認定 区分	利用 定員 (人)	受入年(月)齢	保育時間 ※	特別保育	
西鶴山認定こども園	〒705-0015 畠田 20 番地 2 ☎66-9614	1 号	6	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	42	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	—
香登認定こども園	〒705-0012 香登本 1059 番地 ☎66-9106	1 号	15	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	75	1 歳児～ 就学前	7:00～19:00	—	
香登認定こども園 大内分園	〒705-0003 大内 948 番地 5 ☎66-9560	1 号	3	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	27	6 か月～ 就学前	7:00～18:00	乳児	—
伊部認定こども園	〒705-0001 伊部 1808 番地 1 ☎64-4052	1 号	44	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	201	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	一時
片上認定こども園	〒705-0021 西片上 335 番地 ☎64-2549	1 号	18	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	69	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	—
伊里認定こども園	〒705-0034 友延 1 番地 2 ☎67-2711	1 号	15	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	116	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	—
東鶴山認定こども園	〒705-0026 佐山 2616 番地 ☎65-8137	1 号	10	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	35	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	—
三石認定こども園	〒705-0132 三石 54 番地 1 ☎62-0111	1 号	15	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	51	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	—
日生認定こども園	〒701-3202 日生町寒河 380 番地 36 ☎74-0714	1 号	20	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	138	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	一時
吉永認定こども園	〒709-0224 吉永町吉永中 484 番地 1 ☎84-2231	1 号	15	3 歳児～ 就学前	8:30～14:00	預かり保育	
		2 号 3 号	134	6 か月～ 就学前	7:00～19:00	乳児	一時

※ 『保育時間』は、通常保育時間と延長保育時間を含む最長保育時間を掲載しています。

通常保育時間は、保育標準時間が「7:00～18:00」、保育短時間が「8:30～16:30」となります。

1号認定は、教育時間終了後 30 分は預かり保育を実施しています。

●小規模保育事業所

施設名	住所	認定 区分	利用 定員 (人)	受入 年(月)齢	保育時間	連携施設
どんぐりえん	〒705-0024 久々井 1390 番地 1 ☎63-3332	3 号	19	6 か月～	標準 7:30～18:30 短 9:00～17:00	伊部認定こども園

1 利用できる施設と年齢について

1-1 こども園

こども園は、幼稚園と保育園の機能や特性を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

保護者が仕事や病気、介護、出産等の理由で保育を必要とする**保育利用**（2・3号認定）の0歳から小学校就学前までの子どもについては、保育を受けることができます。保育利用での入園には、一定の条件があるため、単に「友達をつくらせたい」とか「集団生活を経験させたい」などの理由で入園することはできません。

教育利用（1号認定）の3歳児以上の子どもについては、保護者の就労状況に関わらず、就学前教育と保育を一体的に行います。

1-2 地域型保育事業（小規模保育事業）

他の施設より小規模・少人数で保育を行います。

また、原則として、満3歳未満の子どもが利用できる施設です。満3歳になると連携施設等への転園が必要です。転園先の施設が受け入れる余裕がないなど特に必要と認める場合は、年度末までは継続して利用することができます。

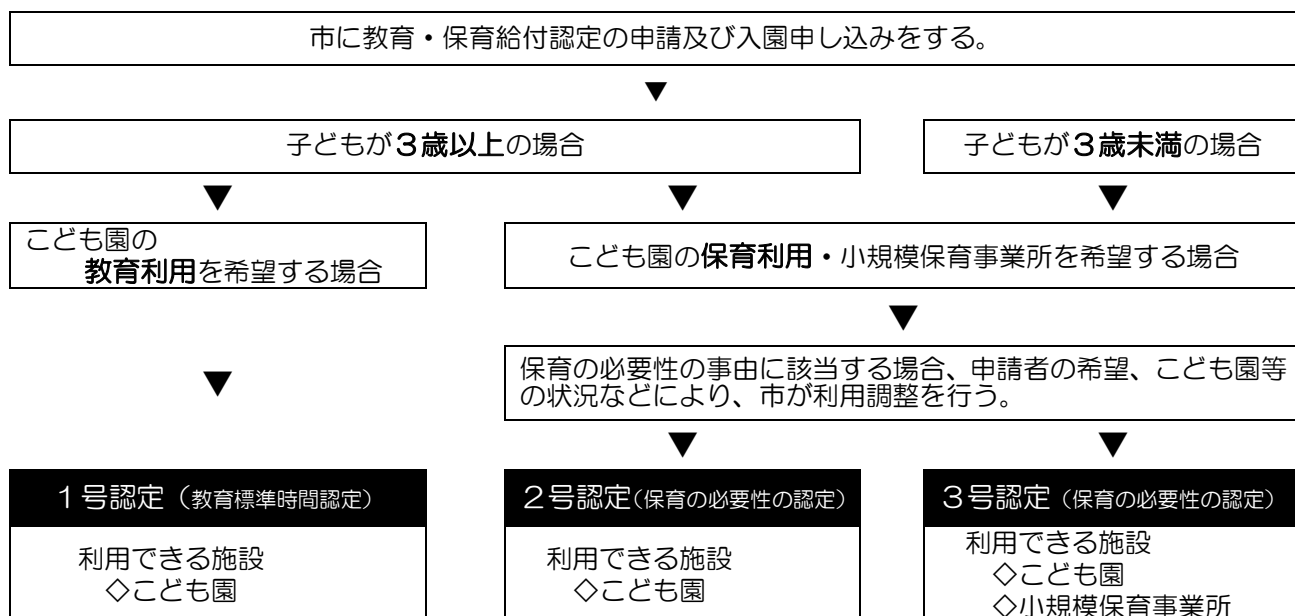
1-3 保育年齢について

各施設の入園枠、保育料決定は、年度当初（4月1日）の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えても、その年度中の保育年齢は変わりません。今年度の保育年齢区分は次の表のとおりです。

年齢区分	該当する生年月日
0歳児	令和6年4月2日生～
1歳児	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
2歳児	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
3歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
4歳児	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生
5歳児	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生

1-4 利用手続きの流れと教育・保育給付認定

こども園・小規模保育事業所を利用するためには、市の教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。申請により、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され認定区分に基づく利用時間等により施設を利用することになります。ただし、この教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無を判定するものであり、入園を保証するものではありません。

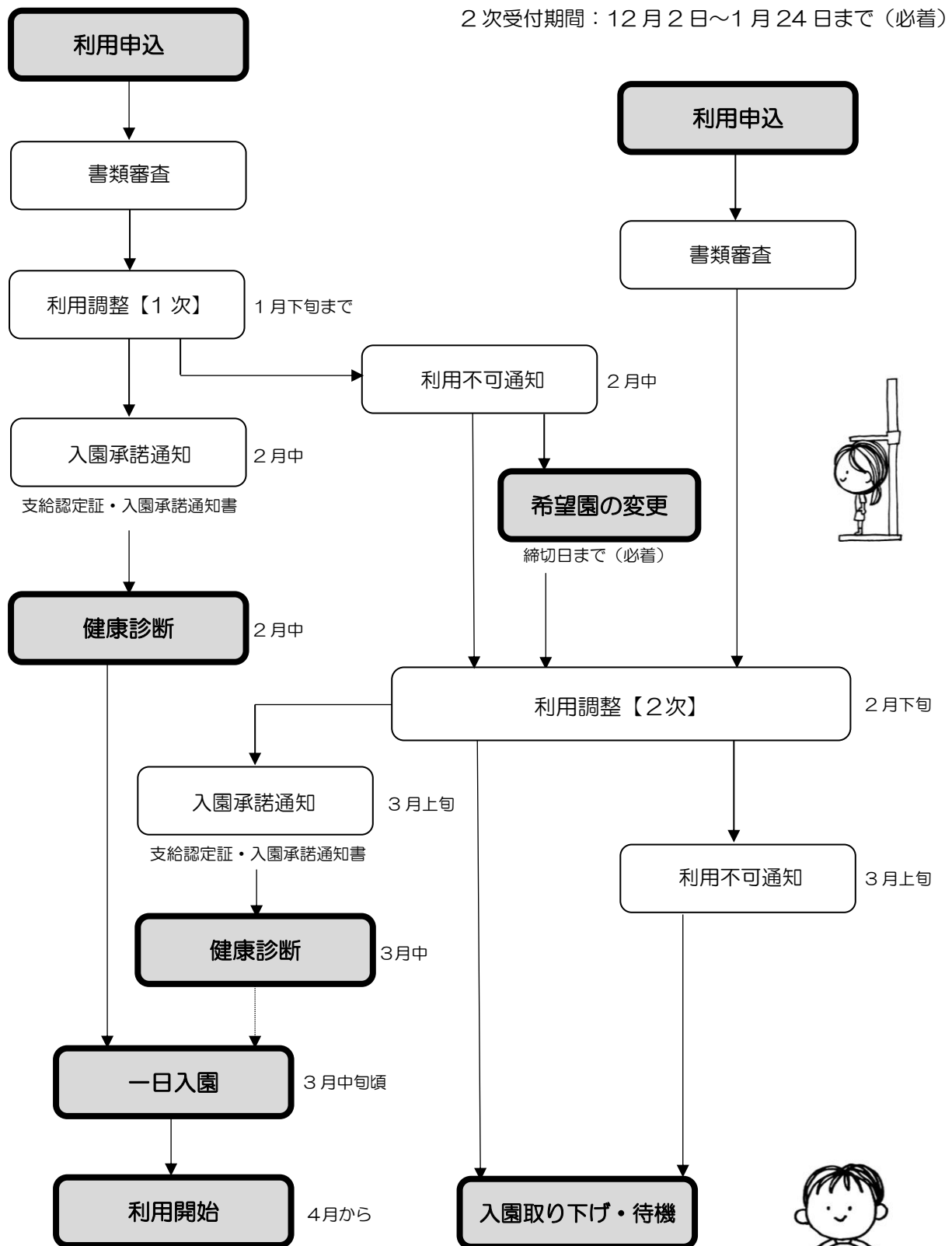


利用申込から利用開始までのスケジュール（予定）

※スケジュールは予定のため実際とは異なる場合があります。

◇令和7年4月1日からの利用を希望する場合

1次受付期間：11月7日～11月29日（必着）



※健康診断・一日入園については各園から案内があります。

2 教育標準時間認定（1号認定）を希望される方へ

2-1 入園の申し込みができる対象児

(1) 入園資格

こども園（西鶴山・香登・大内・伊部・片上・伊里・東鶴山・三石・日生・吉永）

……平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子ども【3年保育】

(2) 集団生活が可能な子どもであること

健康状態、発達状況に不安がある場合は、こども園にお問い合わせください。



2-2 通園区域について

通園区域は次のとおりです。

西鶴山認定こども園	新庄、畠田、坂根、福田
香登認定こども園	香登西、香登本、大内
香登認定こども園大内分園	
伊部認定こども園	伊部、浦伊部、久々井
片上認定こども園	西片上、東片上
伊里認定こども園	閑谷、木谷、伊里中、蕃山、麻宇那、友延、穂浪
東鶴山認定こども園	鶴海、佐山
三石認定こども園	三石、野谷、八木山
日生認定こども園	日生、寒河、大多府、寺山
吉永認定こども園	金谷、福満、南方、吉永中、三股、岩崎、今崎、神根本、高田、和意谷、加賀美、多麻、都留岐、笹目

2-3 申し込み手続き

(1) 令和7年4月から入園を希望する方

①申し込み期間……令和6年11月7日(木)～令和6年11月29日(金)

②申請書配布場所……通園区域の認定こども園

③申し込み場所……教育委員会幼児教育課へ提出

(2) 令和7年5月～令和8年3月までに入園を希望する方

入園希望月の前月の10日（土・日・祝日は前日）までに、

教育委員会幼児教育課へ提出



2-4 申し込みに必要な書類

(1) 入園願

(2) 教育・保育給付認定申請書

・子ども1人につき1部提出が必要です。市へ申請を行います。

(3) 入園に関する確認書（承諾書）

入園時の注意事項及び保育料納付について確認し、承諾していただく書類です。子ども1人につき1枚必要です。内容を確認の上、保護者欄に自署をお願いします。

(4) 支給認定申請に関する個人番号（マイナンバー）提供書

世帯に一部提出が必要です。園では受付ができないので、直接、教育委員会幼児教育課へ提出してください。提出時に届出者の確認書類が必要となりますのでご注意ください。

（５）市町村民税課税証明書（該当する場合のみ）

該当日において、備前市に住民登録していない父母の「市町村民税課税証明書」の提出が必要です。
単身赴任等で備前市に住民登録がない方も同様に必要となります。（詳細は 15 ページ）

（６）障がいがあることを証明する書類（該当する場合のみ）

入園希望の子ども本人が、身体障害者(児)手帳、療育手帳、医師の診断書など、支援を必要とする子どもであることを証明する書類（写し）の添付が必要です。

2-5 入園の決定

（１）令和 7 年 4 月入園

書類審査の結果、『入園許可証』、『支給認定証』は令和 7 年 2 月中に交付します。

（２）令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月までの入園

入園希望月の前月までに、『入園許可証』、『支給認定証』を交付します。



2-6 入園してから

住所・家族構成等が入園申請時の内容と変更になった場合、登園が長期間困難な場合などは、随時各園に連絡してください。（各園の連絡先は、表紙裏「こども園等一覧」を参照）

※求職活動を理由に 2 号認定への変更はできません。

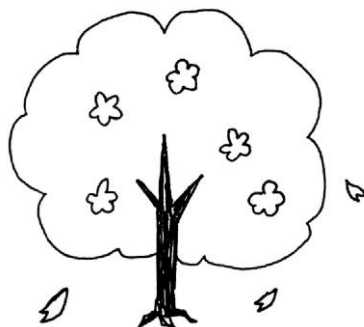
2-7 保育料について

備前市では、保育園・こども園の負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成 29 年度から 0 歳児～5 歳児までの保育料の無償化を実施しています。

給食の副食費は、令和 1 年 10 月から国の幼児教育・保育の無償化に伴い、年収 360 万円未満相当の世帯及び所得にかかわらず、同一世帯内の小学校第 3 学年以下の子どものうち、年齢の高い順から数えて、第 3 子以降の子ども（小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども）を対象に免除されることになりました。

また、令和 5 年 4 月 1 日からは、給食に要する材料費、教育・保育に直接必要な保育材料費及び教材費についても免除しています。（令和 7 年度については未定です。）

ただし、別途、教材費等（※各園により異なります。）が必要な場合、園へ直接納付していただきます。
集金日は、園によって異なります。



3 保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を希望される方へ

3-1 入園の申し込みができる対象児

こども園等で保育の必要性の認定（2号・3号認定）を希望する方は、次の（1）から（4）の条件をすべて満たし保育の必要性の事由に該当する場合、市に認定の申請及び入園の申請を行うことができます。

- （1）入園を希望する子どもが生後6か月から就学前までであること
※生後6か月とは、誕生月の翌月から数えて6か月経過後の月初めから入園可能となります。
- （2）保護者と子どもが備前市に居住し、住民登録をしていること
- （3）こども園等での集団生活が可能な子どもであること
※健康状態、発達状況に不安がある場合は、幼児教育課または園にお問い合わせください。
- （4）子どもの家庭が、次のいずれかの理由〔保育を必要とする事由〕に該当すること

就 労	保護者が就労しており、同居親族も保育できない場合 ※日数が週3日以上、かつ、1日4時間以上の労働をしていること。 ※農業等の出荷実態のあること。（耕作面積がおおむね10a以上）
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか出産後間がないこと（出産予定月の前後2か月で最大5か月） ※出産月により教育・保育給付認定の有効期限が変更となる場合があります。
疾病・障がい等	保護者が病気または心身に障がい等があること
介護・看護等	親族を常時介護又は看護していること
災 害 等	被災保護者が災害等の復旧にあたっていること
求 職 活 動	日中、求職活動を継続的にやっていること（1か月を単位として最大3か月） ※世帯員1人につき、年度中に1度（最長3か月間）のみ認められます。
就 学 等	日中、就学や技能習得で学校等に通っていること（趣味や通信教育等は除く）
社 会 的 養 護	児童虐待又はその恐れがある場合、又はDVにより保育を行うことが困難と認められる場合
育児休業中の 継続在園	既に保育を利用している子どもについて、 ●育児休業中に継続が必要であること ●育児休業に係る児童が満1歳になる月の月末まで。 ※適用できるのは就労で認定を受けたのち、妊娠出産への変更となった方のみです。
そ の 他	特別な事情により保育できないとして市が認める場合

3-2 申し込み手続き

（1）令和7年4月入園を希望する方

①申込時期…… 1次：令和6年11月7日(木)～令和6年11月29日(金)

※1次申し込みの期間内に提出があった方が優先となります。期間を過ぎた場合は、継続利用児を含め、入園希望内容に対応できない場合があります。

2次：令和6年12月2日(月)～令和7年1月24日(金)

②申込場所…教育委員会幼児教育課、現在通園している方は各こども園等へ直接申し込み



(2) 令和7年5月～令和8年3月までに入園を希望する方

- ①申込時期……入園希望月の2か月前から前月の10日（土・日・祝日は前日）までに申請書等を提出してください。
- ②申込場所……備前市教育委員会幼児教育課
- ※急な申し込みは、入園希望内容に対応できない場合があります。



3-3 申し込みに必要な書類

申請書・添付書類は、入園希望の子どもごとに提出が必要です。

申し込み時に、すべての書類がそろっていないと受付できません。書類はすべて、黒のボールペン等で記入して下さい。（消えるペンで記入されたものは無効となります。）

(1) 教育・保育給付認定申請書兼入園申請書

- ・「保育を希望する期間」欄は、原則各月1日からとなります。月途中での入退園はありません。
- ・第1希望の園へ入園できない場合もあります。第2・第3希望がある場合は、記入してください。
- ・訂正箇所は二重線で消して訂正してください。修正液等での訂正は認められません。

(2) 家庭で保育が困難であることを証明する書類

※証明日から2か月以内のものを有効とします。

保育を必要とする事由	必要書類・添付書類（例）
就労	就労証明書、内職証明書 ※記載内容等を事業所に確認させていただく場合があります。
自営業・農業・漁業	自営業・農業・漁業等に従事する申立書 〔出荷証明書（写）又は農業等に從事していることや確定申告書等の自営の確認ができる資料を添付〕
求職中	求職活動申立書 〔ハローワーク受付票等〕 ※世帯員1人につき、年度中に1度（最長3か月間）のみ認められます。
病気・障がい 親族等の介護・看護	病気・障がい・介護（看護）状況申立書 〔診断書、身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、通院・介護・看護などが分かる書類などを添付〕
妊娠・出産	出産申立書 〔保護者氏名・分娩予定日を明記した親子手帳（写）又は診断書を添付〕
就学 （職業訓練などを含む）	就学（予定）証明書 〔在学証明書、学生証（写）などを添付〕 ※就学予定の場合、在学証明書等を1か月以内に提出してください。
社会的養護	入園に関する申立書 〔公的機関からの証明書〕
災害復旧	入園に関する申立書 〔り災証明書（写）〕
既に保育を利用している子どもで、育児休業中の継続利用（指定園あり）	就労証明書 （育児休業の取得期間が当該育休に係る子の満1歳になる誕生日を超えずに保護者が育児休業から復帰する予定であることが確認できる内容のもの）
その他特別な事情等	市が必要と認める書類

保育を必要とする事由	必要書類・添付書類（例）
産休・育児休業中のため 復職予定で入園希望	復帰予定月の前月から申請が可能（申請時に復職予定の就労証明書を提出） 復職後 1 か月以内に再度就労証明書を提出 ※審査対象とした就労証明書とおりの勤務内容（勤務先・勤務日数時間等）で 復職されているか確認します。 提出がなければ退園になります。
採用・起業予定で入園 希望	入園承諾期間（採用予定月の前月から 3 か月）以内に勤務していることを証明 する書類 採用予定：就労証明書を提出 起業予定：開業届・納品書・領収書等の写し等を提出 ※提出がなければ退園になります。
育児休業中	※育児休業を理由に申請はできません。 就労で認定を受けたのち、妊娠出産へ変更となった在園中の方のみ適用でき ます。 就労証明書（産休前と同じ事業所が育児休業取得（見込）期間について証明し たもの）の提出が必要です。

（３）入園に関する確認書（承諾書）

入園時の注意事項及び保育料納付について確認し、承諾していただく書類です。子ども 1 人につき 1 枚
必要です。内容を確認の上、保護者欄に自署をお願いします。

（４）支給認定申請に関する個人番号（マイナンバー）提供書（現在通園されている方は不要）

新規の入園申請に必要です。世帯に一部提出が必要です。提出の際に、届出者の確認書類が必要と
なりますのでご注意ください。必ず、教育委員会幼児教育課へ直接提出してください。

（５）その他必要書類

○同居の祖父母等で昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの方（令和 7 年度末で 65 歳未満）は、保育が困難で
あることを証明する書類が必要です。

○不在住（死亡、離婚、行方不明、拘禁等）は、戸籍謄本等のその内容が確認できる書類が必要です。（離
婚調停中の場合は、離婚調停中であることがわかる書類）※事実婚を除く

○障がいがあることを証明する書類（該当する場合のみ）

入園希望の子ども本人が、身体障害者（児）手帳、療育手帳、医師の診断書など、支援を必要とする子ども
であることを証明する書類（写し）の添付が必要です。

○保育料の階層区分を決定するための書類（該当する場合のみ）

該当日において、備前市に住民登録していない父母の「市町村民税課税証明書（所得額、控除額及び市
区町村民税額が記載されたもの）」の提出が必要です。単身赴任等で備前市に住民登録がない方も同様に
必要となります。日本国外に居住していたため、日本国内において市区町村民税が課税されていない場
合は、課税証明書の提出は不要です。ただし、その方の収入等に関する資料をご提出ください。（詳細は
15 ページ）

◆広域利用について

市外の保育園等を利用したい場合は、保護者のどちらかが市外に勤務しているなどの条件があります。備前市の様式を使用して幼児教育課へ申請してください。受付後、幼児教育課から利用希望の市町村に利用調整の協議をします。申し込みの期日等は市町村によって異なりますので、事前に確認をお願いします。（利用申込は年度ごとに手続きが必要です。協議の結果、継続できない場合もあります。）

備前市以外に住民登録があり、備前市内のこども園等を利用したい場合は住民登録のある市町村の担当窓口へお問い合わせください。なお、点数に関係なく備前市に住所がある人が優先となります。

3-4 入園の決定

入園の決定は、原則として保育利用調整基準点数表（P9～10 参照）の「保育の必要性」の事由区分と「優先利用」の区分の合計点数が高い順に優先して決定します。（区分 1～12 に複数該当する場合でも、基準指数は加算されません。年度途中の入園も同様に行います。）また、利用調整において点数が同点となった場合、優先順位表（P10 参照）に基づき利用調整を行います。そのため、在園児でも新年度は入園できないことがあります。

第1希望のこども園等が入園希望者多数の場合、第2・第3希望のこども園等に決定する場合があります。また、希望するこども園等すべてに入園できない場合、保留となり引き続き利用調整の対象となります。

このほか、入園の基準に該当しないために入園が認められない、保護者の「保育の必要性の事由」により入園期間の希望に添えない等、希望内容に添えない場合があります。

（1）令和7年4月入園

書類審査の結果は、『支給認定証』と『入園承諾通知書』を令和7年2月頃に送付します。

（2）令和7年5月～令和8年3月までの入園

入園希望月の前月20日頃に、書類審査の結果をお知らせします。入園の場合は『支給認定証』と『入園承諾通知書』を、入園保留となった場合は『入所保留通知書』を送付します。入園希望月に保留となっても3月入園まで継続審査を行います。ただし、『入所保留通知書』は一度しか発行されません。会社への提出等で再度必要な場合は、幼児教育課へお問合せください。審査中止を希望する場合は、取下げの申し出が必要となります。

●在園児の継続利用

在園児で新年度もこども園等の継続利用を希望する場合、新規申込者と同様に申込期間内に書類の提出が必要となります。提出された資料を基に利用調整を行った結果、引き続きの利用ができない場合があります。また、申込期間を過ぎての提出は、期限後に申請書を提出した新規申込者と同じ時期に審査を行うため利用調整の結果、きょうだいで申し込まれた場合でも、同じこども園等を利用できないことがあります。

●入園の辞退

利用調整（選考）は、申請書に記載された第1希望から第3希望のこども園等に決定しても通園できるものとして審査・調整を行います。内定した入園を辞退される場合は、優先順位が下がります。また、入園希望していた園をすべて辞退した場合は、入園の申し込みを取り下げたものとします。

保育利用調整基準点数表

「保育の必要性」の事由区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況、細目			基準指数	
1	居宅外労働	外勤・居宅外 自営	月 20 日以上勤務し、1 日 8 時間以上の就労を常態としている場合		10	
			月 20 日以上勤務し、1 日 7 時間以上の就労を常態としている場合		9	
			月 16 日以上勤務し、1 日 7 時間以上の就労を常態としている場合		8	
			月 16 日以上勤務し、1 日 6 時間以上の就労を常態としている場合		7	
			月 12 日以上勤務し、1 日 6 時間以上の就労を常態としている場合		6	
			月 12 日以上勤務し、1 日 4 時間以上の就労を常態としている場合		4	
2	居宅内労働	居宅内自営 ・農業・漁 業	月 20 日以上勤務し、1 日 8 時間以上の就労を常態としている場合		9	
			月 20 日以上勤務し、1 日 7 時間以上の就労を常態としている場合		8	
			月 16 日以上勤務し、1 日 7 時間以上の就労を常態としている場合		7	
			月 16 日以上勤務し、1 日 6 時間以上の就労を常態としている場合		6	
			月 12 日以上勤務し、1 日 6 時間以上の就労を常態としている場合		5	
			月 12 日以上勤務し、1 日 4 時間以上の就労を常態としている場合		3	
	内職	月 20 日以上勤務し、1 日 6 時間以上の就労を常態としている場合		5		
		月 12 日以上勤務し、1 日 6 時間以上の就労を常態としている場合		4		
		月 12 日以上勤務し、1 日 4 時間以上の就労を常態としている場合		2		
3	妊娠・出産	出産（予定）月の 2 か月前から出産後 2 か月である場合			6	
4	疾病・障がい	疾病	1 か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合		10	
			居宅内療養 (1 か月以上)	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に 支障があり、家庭での保育が困難な場合		8
				上記以外で通院加療が必要な場合		3
		障がい	「身体障害者手帳 1～2 級（聴覚障害者 2～3 級）所持」、「精神障害 者保健福祉手帳所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3 ～5」のいずれかに該当する場合		10	
			「身体障害者手帳 3 級（聴覚障害者 4 級）所持」、「療育手帳 B 所持」、 「介護保険の要介護度が 1～2」のいずれかに該当する場合		6	
			「身体障害者手帳 4～6 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」の いずれかに該当する場合		3	
5	親族の介護 ・看護	施設、病院への送迎をし、かつ付添介護・看護のために保育することがで きない場合又は、重度身体障害者、寝たきり高齢者等の介護・看護を常態 とする場合		居宅外	区分 1 を準用	
				居宅内	区分 2 を準用	
6	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育することができない場合			10	
7	採用・就学 予定	入園希望日から 2 か月以内に採用（起業、就労）、就学予定がある場合			区分 1、2 を準用	
8	求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合			1	
9	就学等	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合			区分 1、2 を準用	
10	社会的養護	社会的養護の必要がある場合				
11	育児休業中	育児休業の取得期間が当該育休に係る子の満 1 歳になる誕生日を超えずに保護者が 育児休業から復帰する場合において、児童が同じ施設を再び利用することを希望す る場合（就労で認定を受けていた方のみ適用）			6	
12	その他	育児休業 復帰予定	育休復帰予定月の前月から 2 か月以内である場合		区分 1、2 を準用	
		不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁等		10	
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合		区分 1～9 を準用		

※1 区分 1、2 は、法定の休憩時間を除いた所定労働時間（自営・農業等の方も準じて除きます）により判断します。

※2 区分 12 の「不存在」は、離婚等によるひとり親世帯に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。[「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯] ※ただし、事実婚を除く。

※3 就労証明書の業種の欄の農業・林業、漁業にチェックがある場合、自営業・農業・漁業等に従事する申立書の仕事内容が農業、漁業の場合は区分2が準用されます。

「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

区分	類型		状況	点数	
福祉的配慮	A	ひとり親世帯※2	児童が母又は父のみに養育されている場合	2	
	B	生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1	
	C	失業	生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生計費をえるための就労を要する場合 ※離職証明書要添付	2	
	D	障がい	保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2	
			保育施設等の利用を希望する児童が障がいを有する場合	1	
養育環境的配慮	E	社会的養護	社会的養護の必要がある場合	状況に応じて加減	
	F	継続児童	現在入園している施設に継続して入園を希望する場合で、かつ類型 M に該当しない場合（「育児休業中」での申請は除く。）	1	
	G	きょうだい	きょうだいが同一の施設の利用を希望する場合（「育児休業中」での申請は除く。）	2	
	H	育児休業明け	保護者が育児休業から復帰する場合（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む。）	3	
	I	保育士等※3	保育士資格等を持つ保護者が保育に従事するために市内の保育施設等に右記の勤務時間で就労中又は就労（復職）予定の場合	月 150 時間以上	10
			月 120 時間以上 150 時間未満	5	
月 120 時間未満			3		
その他	J	就学前の未申請児	きょうだいを親族が保育している場合（保護者が就労中に児童を保育している場合を含む）	－2	
	K	同居の親族	65 歳未満の同居親族で基礎点数表の区分 1～7、9 に該当しない場合	各 －2	
	L	所得資料の有無	所得及び課税状況がわかる公的な書類が提出できない場合	－3	
	M	利用者負担額未納世帯	未納の利用者負担額が 3 か月以上あり、かつ、納付の誓約がない場合又は未納利用者負担額の納付誓約が履行しない場合	－10	

※1 調整点数表において同時に複数該当する場合は、該当するものすべてを加（減）算したものを世帯の調整点数表とする。

※2 事実婚を除く。

※3 保育士、保育教諭等として市内の保育施設等（市立認定こども園、小規模保育事業所又は企業主導型保育施設）に就労中又は就労予定の場合

基礎点数表と調整点数表の合計が同点の場合の優先順位（優先順位表）

順位	項目
1	入園希望日に保護者と入園児童が、市内に在住する世帯を優先する
2	基礎点数表が高い世帯を優先する
3	保護者が「いずれも就労中＞いずれかが求職中」の順に優先する
4	調整点数表の類型「福祉的配慮＞養育環境的配慮」の順に優先する（減点は除く）
5	希望する施設と同じ小学校区に居住している世帯を優先する
6	同住所の祖父母の有無について、「無＞有」の順に優先する
7	前年度の市町村民税額の低い世帯を優先する

3-5 教育・保育給付認定期間

(1) 保育事由による教育・保育給付認定期間

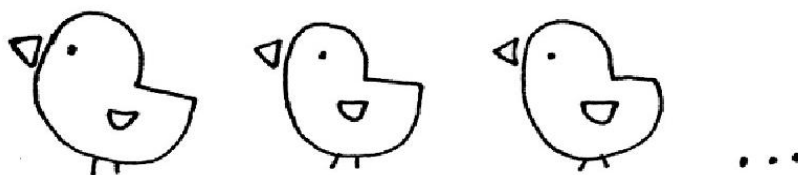
教育・保育給付認定期間は、各家庭の保育の必要性に応じて、最長3年間を上限〔2号認定は最大小学校就学前まで、3号認定は最大満3歳まで〕として有効期間を決定します。こども園等の入園期間『保育の実施期間』とは異なります。

支給認定証は毎年発行するものではありません。大切に保管してください。紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

事 由	教育・保育給付認定の有効期間
就労	事由による必要な期間 ※年度途中で退職等により家庭での保育が可能になった場合は、退園になります。
妊娠・出産	出産予定月の前2か月から <u>出産月の後2か月</u> （最大5か月） ※本来、出産月の後2か月までが教育・保育給付認定の有効期限ですので、出産月によっては有効期限が変更となる場合があります。
保護者の疾病、障がい 親族の介護・看護	疾病などが快復した日の月末、最長3年間又は小学校就学前 介護・看護が終了する日の月末、最長3年又は小学校就学前 ※年度途中で必要に応じて現況確認を求めることがあります。
求職中	3か月 （世帯員1人につき、年度中に1度のみ認められます。期間中に就労証明書を提出した場合は、認定期間が延長となりますが、提出がない場合は退園になります。）
就学、技能習得	卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
育児休業中	育児休業に係る児童が満1歳になる月の月末まで
育児休業復帰予定	復帰予定月の前月から3か月 （復職後1か月以内に就労証明書の再提出があれば、認定期間を延長します。）
採用・起業・就学予定	予定月の前月から3か月 （勤務・就学していることなどを証明する書類の提出があれば、認定期間を延長します。）
その他	必要と認める期間

(2) 満3歳に年齢到達した教育・保育給付認定について

子どもの満3歳の誕生日前日より、認定区分は3号認定から2号認定に変更となります。特別な手続きは不要です。満3歳の年齢到達前に、2号認定の支給認定証を送付します。



3-6 保育必要量（教育・保育給付認定）

（１）保育必要量の判定

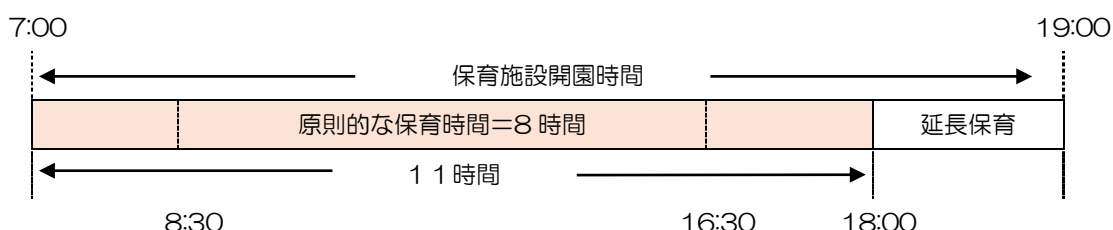
労働時間など保護者の保育の必要量に応じて、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分（保育必要量）に分けられます。利用区分により、利用できる時間や保育料が異なります。（求職中、育児休業中は保育短時間での利用に限ります）

保育必要量	就労時間（月）	通常保育時間
保育標準時間	月 120 時間以上	1 日あたり 最大 11 時間
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満	1 日あたり 最大 8 時間

《保育標準時間と保育短時間の利用時間イメージ》

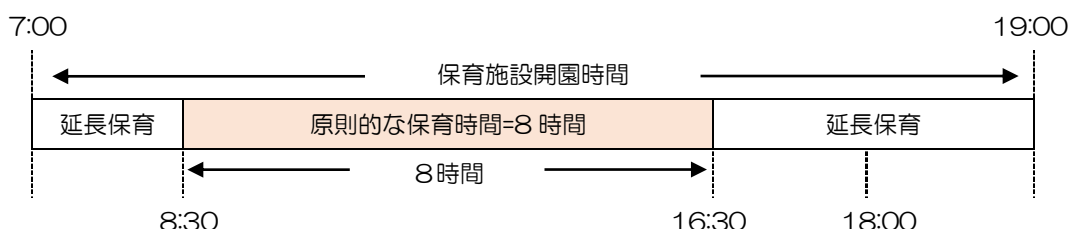
●保育標準時間

保育施設開園時間のうち、施設の指定する 11 時間が通常利用できます。11 時間以上利用する場合は、延長保育利用となります。



●保育短時間

保育施設開園時間のうち、施設の指定する 8 時間が通常利用できます。8 時間以上利用する場合は、延長保育利用となります。



※保育施設開園時間は施設により異なります。（表紙裏「こども園等一覧」を参照）

※保育必要量の変更を希望される方は、ご相談ください。

※通常保育を超えて預ける場合は、保育料とは別に延長保育料金（次ページ参照）が必要となります。

3-7 入園申し込み時の注意点

- 書類の記入例や注意事項をよく確認して記入してください。書類に不備や不足がある場合は、受理できません。（郵送での申し込み・宿日直での提出はできません。）
- 書類はすべて、黒のボールペン等で記入して下さい。消えるペンで記入されたものは無効となります。
- 提出された書類の記載内容に虚偽の内容があると判明したときには、入園内定を取り消す場合があります。
- 園の受入状況により第 1 希望の園で入園決定できず、第 2・3 希望の園で入園決定する場合があります。
- 入園を希望する園が 1 か所のみの場合は、申込書へ第 2 希望以降の記入はしないでください。
- 入園希望日は、原則「各月の初日」からです。

3-8 入園してから

●入園式前の保育

4月の入園式前から保育が必要な場合は、各園へお申し出ください。入園式以降に通園を開始する場合も、保育料は1か月分かかります。

●備前市口座振替依頼書・自動払込利用申請書兼廃止届書（市税等）

保育料は原則、口座振替での納付をお願いしています。「備前市口座振替依頼書・自動払込利用申請書兼廃止届書（以下、「依頼書」という。）」は、市内の金融機関の窓口でお申し込みください。

- ・依頼書の「納付義務者」は、教育・保育給付認定申請書兼入園申請書の「保護者」としてください。
- ・すでに兄弟の在園中に手続きしている場合は、新入園児の保育料も口座振替となる場合があります。

●ならし保育

新しい施設で子どもが集団保育に慣れるために、入園から数日間は短い時間で保育する（降園時間が早い）「ならし保育」を実施しています。子どもの健康状態などから徐々に通常保育時間まで延長していきますので、入園が決まった園と相談してください。

保育利用開始前にならし保育は実施できません。なお、この期間も通常の保育料がかかります。

●延長保育

延長保育は、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情によりやむを得ず子どもを送り迎えできない場合に、通常保育時間を延長してお預かりする制度です。家庭の用事などの理由ではお預かりしていません。

届出が必要です。各園でお申し込みください。また、保育料とは別に延長料金がかかります。（延長時間 30 分につき 100 円）

●土曜日の保育

原則、こども園等は家庭での保育ができない場合に代わって保育を行う場ですので、土曜日に限らず、仕事がお休みの日は、親子のふれあいの時間として家庭保育に努めてくださるようお願いします。

就労等の理由で、土曜日保育の必要な方は届出が必要です。入園後、各園でお申し込みください。

土曜日の給食を提供している日に限り、利用施設で主食費と副食費を徴収します。（保育料として徴収している主食費、副食費は平日分のみで設定されています。）土曜日保育を利用する方は、実費での納付が必要となります。

※減免措置対象者も、主食費は徴収します。

●登降園

園児の登降園は、家庭が責任を持って行うことを原則としており、保育教諭等による園児の送迎は行いません。入園前に、『登降園に関する承諾書』を各園に提出していただきます。



●教育・保育給付認定内容の変更

各月初日の内容で教育・保育給付認定を行います。勤務状況、保育できない理由、世帯状況等に変更が生じた場合、速やかに園へ連絡し必要な書類を提出してください。月途中から就労を開始する場合、翌月からの教育・保育給付認定変更になります。また、保育必要量（標準時間⇄短時間）や認定区分（1号⇄2号）の変更も、認定申請・利用申込事項変更届、就労証明書等の書類を提出された翌月からです。

月初めから変更が必要な場合は、前月の20日（土・日・祝日の場合は前日）までに必要な書類を提出してください。書類が未提出で、家庭での保育が困難である状況が確認できなければ、退園になる場合があります。

区 分	必 要 書 類
住所・氏名・世帯構成等の変更	・変更届 ※内容の確認できる書類 ※家庭で保育が困難であることを証明する書類
保育を必要とする事由の変更	・変更届 ※家庭で保育が困難であることを証明する書類
1号認定から2号認定への変更	・2号認定の新規申請書類一式
2号認定から1号認定への変更	・変更届

●教育・保育給付認定期間の延長

教育・保育給付認定期間の延長は、就労証明書等の書類確認後となります。必要な書類の提出がなければ、退園になる場合がありますので、期間が切れる前に延長の手続きを行ってください。提出が遅れる場合は、必ず事前に連絡をしてください。

●教育・保育給付認定・入園の取り消し

申請内容と状況が異なることや虚偽申請が判明した場合には、その時点で教育・保育給付認定（内定）の取り消しなどを行うこととなりますので、書類の記載には注意してください。入園後に判明した場合は退園になる場合があります。

また、入園内定後の健康診断の結果、集団保育に適さない状況が確認できた場合、入園が取り消しになることがあります。

●長期の未登園

病気等によりやむを得ず長期欠席する場合は、事前に園へ連絡してください。

1か月以上登園しない月がある場合、又は登園日が著しく少ない月が続いた場合は、家庭での保育が可能と判断し退園になります。



●退園手続き

退園をする場合は、15日（土・日・祝日の場合は前日）までに、園へ退園届を提出してください。手続きが遅れると翌月も継続扱いとなり、保育料が発生する場合があります。市外へ転出される場合、転出した日の属する月の月末までは保育できますが、翌月は退園になります。支給認定証は返却してください。

※保育料の口座振替を利用している場合、金融機関への廃止届の提出が必要です。

3-9 保育料の決定

(1) 父母の市町村民税所得割額の合算額より、保育料の階層区分を決定します。

保育料は、原則、父母の市町村民税所得割額の合算額、また課税・非課税により、保育料算定表の階層区分ごとに決定します。保育料は月単位で、欠席や月の途中入退園でも1か月分かかります。

※市町村民税所得割額は、住宅取得控除、配当控除及び外国税額控除、配当割額または株式など譲渡所得割額控除、寄附金税額控除は適用されません。控除前の税額で保育料の階層区分を算定します。

ただし、次のような場合は、同居している祖父母等の市市民税所得割額（所得の高い祖父母）も加算して決定することがあります。併せて、祖父母等の税情報も調査させていただきます。

●保護者の収入がどちらも税の扶養の範囲内程度の額で、同居している家族の収入で生計が成り立っていると認められる場合。（母子父子世帯も同様です。）

●保護者以外の方が、入園の子どもを所得税・市民税の扶養控除の対象にしている場合

また、保育料の階層区分を決定するための市町村民税情報が不明、もしくは所得がない等で確定申告及び住民税申告を行っていない方には、**最高額の保育料の階層区分で決定する場合があります。**正しく申告をし、申請を行ってください。

(2) 児童の年齢

年齢は年度当初の年齢で決定し、年度途中で誕生日を迎えても階層区分は変わりません。

(3) 保育料の階層区分の変更

①世帯状況に変更があった場合

結婚、離婚、転居等により世帯員に変更があった場合、または修正申告等により市町村民税額に変更があった場合は、翌月からの保育料の階層区分が変更になる場合もあります。速やかに園へ連絡し、必要な書類の提出をお願いします。書類の提出が遅れると保育料の階層区分への反映も遅れます。

②市町村民税の税年度の切り替え

毎年9月、保育料の算定基礎とする市町村民税の『年度』が切り替わるため、階層区分に変更があった場合は、9月以降の保育料が変更となります。

保育料	算定基礎
令和7年4月～8月分	令和6年度市町村民税所得割額（令和5年中の所得）
令和7年9月～令和8年3月分	令和7年度市町村民税所得割額（令和6年中の所得）

★ 市町村民税課税証明書について

区 分	必要書類
令和6年1月1日現在 備前市以外に住所があった人	令和6年度市町村民税の課税証明書 ※非課税の場合も必要です。 (令和6年1月1日に住所のあった市町村窓口で発行されます。)
令和7年1月1日現在 備前市以外に住所があった人	令和7年度市町村民税の課税証明書 ※非課税の場合も必要です。 (令和7年1月1日に住所のあった市町村窓口で、令和7年6月以降に発行されます。)

※「年度」の間違いがないよう、確認してください。

※生活保護を受けている場合は、「被保護証明書」を提出してください。

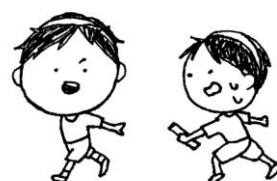
※日本国外に居住していた場合や国外に居住されている方の所得により扶養されている場合は、日本国外での総収入及び所得控除額（社会保険料控除、生命保険料控除等）の総額がわかる書類を提出してください。

保育園等保育料（2号認定・3号認定）

※下記は令和5年度適用の保育料です。

階層 区分	前年度市町村民税(9月以降は当該年度分 市町村民税)の所得割の額等の区分	徴収金月額（円）					
		0歳児～2歳児		3歳児		4歳児～5歳児	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	非課税であり生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0 (0)	0 (0)	0 (400)	0 (400)	0 (400)	0 (400)
B	非課税	4,600 (4,600)	3,300 (3,300)	3,400 (1,440)	2,400 (1,130)	3,400 (1,440)	2,400 (1,130)
C1	均等割のみ課税	10,100 (9,500)	7,300 (7,300)	8,100 (2,400)	5,800 (2,180)	8,100 (2,400)	5,800 (2,180)
C2	所得割の額が48,600円未満	11,800 (9,500)	8,500 (8,500)	9,700 (2,400)	7,000 (2,400)	9,700 (2,400)	7,000 (2,400)
C3	48,600円～57,700円未満	13,300 (9,500)	9,600 (9,500)	11,200 (2,400)	8,100 (2,400)	11,200 (2,400)	8,100 (2,400)
C4	57,700円～61,000円未満	13,300 (9,500)	9,600 (9,500)	11,200 (6,900)	8,100 (6,900)	11,200 (6,900)	8,100 (6,900)
C5	61,000円～73,000円未満	14,700 (9,500)	10,600 (9,500)	12,300 (6,900)	8,900 (6,900)	12,300 (6,900)	8,900 (6,900)
C6	73,000円～77,101円未満	16,800 (9,500)	12,200 (9,500)	14,800 (6,900)	10,700 (6,900)	14,800 (6,900)	10,700 (6,900)
C7	77,101円～85,000円未満	16,800 (9,500)	12,200 (9,500)	14,800 (6,900)	10,700 (6,900)	14,800 (6,900)	10,700 (6,900)
C8	85,000円～97,000円未満	19,100 (9,500)	13,800 (9,500)	16,800 (6,900)	12,200 (6,900)	16,800 (6,900)	12,200 (6,900)
C9	97,000円～126,000円未満	22,500 (9,500)	16,300 (9,500)	20,200 (6,900)	14,600 (6,900)	20,200 (6,900)	14,600 (6,900)
C10	126,000円～149,000円未満	26,000 (9,500)	18,900 (9,500)	23,500 (6,900)	17,000 (6,900)	21,900 (6,900)	15,900 (6,900)
C11	149,000円～169,000円未満	29,800 (9,500)	21,600 (9,500)	24,900 (6,900)	18,100 (6,900)	23,200 (6,900)	16,800 (6,900)
C12	169,000円～255,000円未満	30,900 (9,500)	22,400 (9,500)	25,500 (6,900)	18,500 (6,900)	23,200 (6,900)	16,800 (6,900)
C13	255,000円～301,000円未満	33,200 (9,500)	24,100 (9,500)	25,500 (6,900)	18,500 (6,900)	23,200 (6,900)	16,800 (6,900)
C14	301,000円～397,000円未満	40,000 (9,500)	29,000 (9,500)	25,500 (6,900)	18,500 (6,900)	23,200 (6,900)	16,800 (6,900)
C15	397,000円以上	40,000 (9,500)	29,000 (9,500)	25,500 (6,900)	18,500 (6,900)	23,200 (6,900)	16,800 (6,900)

※下段（ ）内は、備前市立認定こども園の管理運営に関する規則第19条に規定する給食費と備前市認定こども園費用徴収規則別表に規定する保育材料費を合計したもの。



3-10 保育料の納付

(1) 保育料決定通知書

4月入園の方には、『保育料決定通知書』を4月中旬に交付します。5月以降の年度途中入園の方には、入園決定に併せて交付します。

(2) 保育料の納期限

保育料の納期限は、各月末日です。末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

※12月は別途指定

(3) 保育料の未納

3か月以上保育料が未納となった場合は、保護者の同意を必要とせずに、児童手当で支給される手当額を保育料として徴収する児童手当の「特別徴収」の対象となり、継続して保育料の未納が続く場合は、児童手当の支給を窓口での現金支給とさせていただく場合があります。

また、理由なく滞納した場合は、滞納処分（財産差し押さえ等）の対象となり、入園時の利用調整上、不利になることがあります。

4 保育料の無償化および保育料の軽減

4-1 0歳児から5歳児までの保育料無償化

備前市では、保育園・こども園の負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成27年度から4・5歳児の保育料無償化、平成28年度から1歳児から3歳児の保育料無償化、平成29年度から0歳児の保育料無償化を実施しています。（※毎年度4月1日時点の満年齢を基準とします。）

給食の副食費は、令和1年10月から国の幼児教育・保育の無償化に伴い、2号認定は年収360万円未満相当の世帯及び所得にかかわらず、同一世帯内の小学校就学前の子どものうち、年齢の高い順から数えて、第3子以降の子ども（小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども）を対象に免除されることになりました。令和5年4月1日からは、給食に要する材料費、教育・保育に直接必要な保育材料費及び教材費についても免除しています。（令和7年度については未定です。）ただし、延長保育料、土曜保育の主食費・副食費、実費部分であるその他一般生活費などの費用は負担していただきます。

4-2 保育料軽減

※保育料軽減措置は、年度をさかのぼっての適用はできません。

(1) 2号認定・3号認定の保育料軽減

- ① 0歳児以上5歳児以下に、2人以上の園児がいる場合、「第1子の保育料は全額、第2子の保育料が半額、第3子の保育料が無料」となります。
- ② 市民税所得割の額が57,700円未満の世帯においては、生計を同一とする子どもの兄・姉の数え方の年齢制限がなくなり、「入園中の園児が第2子の場合は半額、第3子の場合は無料」となります。この世帯のうち、市民税非課税世帯の場合、「入園中の園児が第2子以降の場合は無料」となります。
- ③ 市民税所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯・障がい者がいる世帯等においては、「第1子の保育料は半額、第2子の保育料が無料」となります。この世帯のうち、市民税所得割の額が48,600円未満の世帯の場合、第1子の保育料は月額保育料から1,000円を減じて半額となります。（添付書類が必要です。）
- ④ 3人以上の子がいる世帯の第三子以降が3歳児未満（年度の初日の前日における満年齢）の場合、世帯の所得制限並びに、生計を同一とする子どもの兄・姉の数え方の年齢制限がなく、保育料が無料となります。

教育・保育給付認定申請書兼入園申請書

備前市教育委員会 教育長 様

次のとおり、施設型給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。併せて、備前市が施設型
域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯
すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対し
ことに同意します。

こちらに記入された方が保護
者になります。（きょうだいが
在園中の場合は先に申請書に
記入された方です。）

住 所	〒 705 - 0022 備前市東片上 1 2 6		医師の診断書・指示書等 (集団での保育が可能である証明)	令和 年 1 1 月 1 5 日
(変更予定)	〒 - (R . . . 変更予定)	申請者 (保護者)	備前 一郎	

フリガナ	ビゼン タロウ	生年月日	性別	手帳所持状況
対象児	氏 名 備前 太郎	平成 4 年 5 月 6 日生	☒ 男	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ その他 ()
氏 名		令和	☐ 女	
保育希望の有無	☒ 保育園等において保育の利用を希望する場合（1号認定との併願を含む） ☐ 無 こと			

保育を希望される場合は、「有」に○をしてください。

①世帯の状況、利用を希望する施設等

父	フリガナ	ビゼン イチロウ	R5. 1. 1 現在の住所地	R6. 1. 1 現在の住所地
	氏 名	備前 一郎	●●市●●● 1 2 3	申請者と同じ
	生年月日	◎・H ●●・●●・●●		
母	フリガナ	ビゼン イチコ	R5. 1. 1 現在の住所地	R6. 1. 1 現在の住所地
	氏 名	備前 一子	申請者と同じ	申請者と同じ
	生年月日	◎・H ●●・●●・●●		

連絡先は必ず記入してくだ
さい。記入がなく連絡が取れない
場合は、選考に不利になる場合
があります。

ひとり親世帯で「有」に○をされた
方は、手引きの P7 を確認して必要
書類を提出してください。

学年を記入してください。
例：高校3年生、高3

連絡先	自宅 0869 -	※日中連絡がつま
ひとり親世帯	有・ ☒ 無	生活保護受給 有・ ☒ 無 (年 月 日)
保育料滞納	☒ 有・無	納付計画 (児童手当の同意書を提出し、児童手当支給月に○万円納 る。)

対象児と父母を除く同一住所の世帯	氏名	対象児との続柄	生年月日	勤務先／通学・通園先等	申請時の学年
	備前 春	姉	S・◎・R ●●・●●・●●	片上小学校	小2
	備前 夏	弟	S・H・◎ ●●・●●・●●	片上認定こども園	
	備前 秋	祖父	◎・H・R ●●・●●・●●	△△△△	
	備前 冬	祖母	◎・R ●●・●●・●●	(株)	

同一住所内に居住して
いる全員を記入してく
ださい。別世帯でも記
入してください。

入園対象児から見た
続柄を記入してく
ださい。

保育料の滞納が「有」に○をさ
れた方は、納付計画を詳しく記
入してください。記入がない場
合は、受付できません。

※2	第3希望	(園名) △△認定こども園 (理由) 通園に便利のため
保育を希望する期間	令和●●年 ●月 ●日 ~	☒ 小学校入学まで ☐ 令和 年 日まで

※1 同一住所に住んでいる人(世帯分離している人も含む)全員について記入してください。

※2 「希望する施設名」は、1号認定を希望する方は第1希望のみで理由の記入は不要です。2号認定・3号認定は、第2・第3希望への記入は不要です。(必ず入園できるとは限りません。)

1号認定希望の方は、理由
の記入は不要です。

②対象児の家庭状況

		続柄	同居・別居の別	氏 名	祖父母の状況について、記入してください。		職業
祖父母の状況	父	祖父	同居・別居・他	備前 秋	63		就労
		祖母	同居・別居・他	備前 冬	63		パート
	母	祖父	同居・別居・他	福祉 太陽	62	岡山市北区〇〇〇番地	自営
		祖母	同居・別居・他	福祉 月	60	岡山市北区〇〇〇番地	介護
子どもの状況	現在の保育	①. 家庭でみている 2. 実家に預けている 3. 職場に同行している 4. 施設利用（園名等：..... 利用期間：..... 年 月 日～..... 年 月 日） 5. その他（.....）					
	健康状況	1. 異常なし 2. 通院中（病名：..... 病院：.....） ③. アレルギー体質（対象食品等：..... 卵.....） 4. 心身の発達の遅れ等（状況：.....） 5. その他特記事項（.....）					

※以下、2号認定・3号認定を希望する方のみ記入してください。

③保育の利用を必要とする理由等

保育希望時間	☐	時 分 ～ 時 分	保育希望曜日	平日（月・火・水・木・金）・土曜日
	☒	保育短時間（8:30～16:30）		
保育を希望する （家庭での保育が困難である） 具体的な理由	続柄	必要とする理由		勤務先等
	父	☒ 就労 ☐ 採用/育休復帰 予定（R.....） ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（.....）		〇〇〇(株)
	母	☐ 就労 ☒ 採用/育休復帰 予定（R●●. ●●. ●●） ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（.....）		〇△□(株)

④きょうだいでの入園の希望 ※きょうだいで申し込みをする場合、希望する項目へ☑を記入してください。「A」のみ兄弟姉妹加算有。

利用施設	☐ A 同時期に利用できるときは、同じ施設を希望する ↓◆その際の希望施設について、☑をしてください。 ☐ 第1希望園のみ ☐ 第2希望園まで ☐ 第3希望園まで	
	☒ B 同時期に利用できるときは、別々の施設でもよい（入園を優先する）	
	☐ C ひとりだけでも利用できるときは、利用を希望する ↓◆3～5歳児について、いずれかに☑してください。 ☐ 1号認定で入園する ☐ 2号認定で入園する（⑥のいずれかに☑が必要です。）	
	Aに☑した場合：同時期に利用できなければ、きょうだいとも利用できず待機となります。 Bに☑した場合：きょうだいそれぞれの希望順位の高い施設が優先されます。 BまたはCに☑した場合は、「⑥」に記入してください。	

⑤申請書の表面「対象児と父母を除く同一住所の世帯員」に記載された、備前市公立・認可園の受け入れ年齢に到達していない子ども及び受け入れ年齢に到達しているが申請していない子どもの状況を該当欄へ☑してください。

- ☐ 職場へ連れていく（職場の託児も含む） ☐ 同居以外の親族に預けて仕事をする
☐ 公立・認可園以外の保育を利用する（利用施設.....）

⑥きょうだいのうち、入園できなかった子どもの保育について該当欄へ☑してください。

- ☒ 職場へ連れていく（職場の託児も含む） ☐ 同居以外の親族に預けて仕事をする
☐ 一時保育を利用する（利用施設.....） ☐ その他（.....）

⑦対象児のきょうだいの状況 ※対象児と別居するきょうだいのみ記入してください。

氏名	続柄	生年月日	生計同一の有無	別居とする事由	住所
備前 焼	兄	S・⑩・R ●●. ●●. ●●	有・無	△□〇(株)に勤務	倉敷市●●●番地
		S・H・R	有・無		

同居していない「対象児のきょうだい」について記入してください。

口座振替について

保育料納付には、便利で確実な口座振替を利用してください。備前市内の取扱金融機関または、市役所に「備前市口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書（市税等）」（以下「依頼書」という）があります。「依頼書」に必要事項を記入押印（通帳と同じ印）のうえ、金融機関の窓口へ申請してください。

前年度に引き続き通園する子どもで、既に口座振替登録している方は、再度の申請の必要はありません。（前年度の情報を継続します。）年度途中で「保護者」を変更する場合、口座振替も新しい保護者名での新規申請が必要になります。（申請書の提出時期により、納付書で納付していただく月が出来る場合もあります。）

卒園時（小学校へ行く為、次年度以降園に通園の可能性がない場合）には、金融機関窓口で依頼書により口座振替廃止の手続を行ってください。

◆記入上の注意

○納付義務者欄は教育・保育給付認定申請書兼入園申請書の『保護者名』と同じ保護者名を記入してください。

◆その他注意事項

○1 家族につき、1 枚の「依頼書」で申請してください。

依頼書の備考欄に入園する子どもの名前を記入してください。（新規入園をする子どもが複数いる家族は、申込の際、必ず入園する全ての子ども名を記入してください。）（1 人は口座振替、1 人は納付書で納付という取扱は出来ません。）

○納付義務者 1 人に対して複数の口座は登録できません。納付義務者本人もしくは家族の、いずれか 1 つの口座を登録してください。

○「振替を希望する業務」欄は、「保育園保育料」に「○」をしてください。

○金融機関窓口に提出された「依頼書」が幼児教育課に届いてから、口座振替を開始します。窓口への提出が 10 日以降の場合は、引落希望月の翌月からの引き落としとなる場合があります。

○年度途中で口座振替を開始する場合は、引落月以降の納付書は破棄してください。

○口座振替を廃止する場合は、必ず「依頼書」で、廃止の手続を行ってください。

